

平成24年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会公園部会議事録

1 日時：平成24年10月11日（木） 午前9時15分～午前10時56分

2 場所：千葉市役所議会棟 第4委員会室

3 出席者：

(1) 委員

錦織 明委員（部会長）、木下 剛委員（副部会長）、大谷 益世委員

(2) 事務局

(都市局)

鈴木都市局長

(公園緑地部)

岡田部長

(都市総務課)

豊田課長、内海課長補佐、村上総務係長、日野主任主事

(公園管理課)

高山課長、江波戸課長補佐、中臺係長、志村主査、堀主任主事

4 議題：

(1) 稲毛海浜公園教養施設（稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館）の提案及び管理運営の基準について

5 議事の概要：

提案書及び指定管理者管理運営の基準等をもとに、都市局指定管理者選定評価委員会から指定管理予定候補者の管理運営計画等に対する意見を聴取した。

(1) 指定管理予定候補者 財団法人千葉市みどりの協会

(2) 指定期間 平成25年4月1日から平成28年3月31日まで

(3) 部会の意見

指定管理予定候補者からの申請内容を管理運営の基準に照らし審査した結果、指定管理予定候補者は稲毛海浜公園教養施設（稲毛記念館、海星庵、野外音楽堂、稲毛民間航空記念館）の管理を適切かつ確実に行うことができるものと認められる。

なお、管理業務の実施にあたっては、次の事項に配慮されたい。

ア 施設の利用時間の延長の要望等については、柔軟に対応していくこと。

イ 利用者アンケートについては、インターネット等でも受付ができるように、対応を検討していくこと。

6 会議経過：

○事務局 委員の皆様におかれましては、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、平成24年度第2回千葉市都市局指定管理者選定評価委員会 公園部会を開催させていただきます。

本日の会議でございますが、3名全ての委員の皆様にご出席いただいておりますので、千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例第10条第2項の規定により、本

会議は成立しておりますことをご報告いたします。

開会に当たりまして、鈴木都市局長からご挨拶申し上げます。

○都市局長 おはようございます。都市局長の鈴木でございます。

本日は朝からお集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から本市の都市行政及び市政各般にわたりまして、いろいろとご支援、ご協力を賜っておりますことを心より感謝を申し上げます。

本日の部会でございますが、稲毛海浜公園内の教養施設、これは記念館、海生庵、野外音楽堂、民間航空記念館の4施設を申しますが、この教養施設につきまして、来年度以降の指定管理予定者を決めさせていただきたいということで、ご審議をいただく予定でございます。

この稲毛海浜公園の教養施設の経緯を申し上げますと、従来なかなか利用率が低迷しておりまして、もともとは、23、24の2年間で大幅な見直しを行って、新たな運営形態なり、利用の活性化を図ろうという考え方を持って、2年間の指定管理期間を設け検討に入ったという経緯がございます。しかしながら、タイミングよくというか、たまたま今はやりのアニメコスプレとか、そういったコスプレ団体の利用が急激に増えまして、大幅に利用率が上がっているという状況がございます。そのため、あえてここで大幅な利用転換を図るよりは、当面この利用率を更に上げていくことが得策ではないかということで、とりあえず残りの3年間につきましては、現状をベースとした指定管理運営を行っていくことが市としては得策ではないかというような判断をさせていただいております。その内容につきましては、本日後ほどご報告をさせていただきますが、皆様の忌憚のないご意見をいただきまして、今後、指定管理予定者と私どもで、さらに協議を深めて参りたいと考えております。何とぞ、よろしくご審議のほどお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

○事務局 鈴木都市局長につきましては、本日所要がございますため、これをもちまして退席とさせていただきます。

○都市局長 よろしくお願いいいたします。

(都市局長退席)

○事務局 それでは、議事に入る前に、会議の公開及び議事録の作成についてご説明いたします。

お手元の資料3、千葉市都市局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等についてをご覧ください。

本日の会議は、1、会議の公開の取り扱いの(1)のとおり公開としております。

また、議事録につきましては、2、議事録の確定の(1)のとおり、事務局が作成した案に対する会長の承認により確定するというようになっております。

なお、傍聴者の方にお願ひ申し上げます。

傍聴に当たりましては、お手元の資料の4、傍聴要領に記載された事項をお守りいただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。

錦織部会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

○部会長 今日はよろしくお願ひいたします。

それでは、稲毛海浜公園教養施設の提案及び管理運営の基準について議事の進行方法を決めたいと思います。

まず初めに、提案書及び管理運営の基準の内容について全体の概略から説明していただき、その後、章に沿って議事を進めていきたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○部会長 ご了承いただきましたので、そのように議事を進めたいと思います。

まずは、全体の概略と、第1章「市民の平等な利用の確保」について、事務局から説明をお願いします。

○公園管理課長 おはようございます。公園管理課長高山でございます。座って説明させていただきます。

本来は、先にお配りすべき資料ですが、関係機関への照会等に時間がかかってしまいまして、今日、机の上に第一次審査の結果、資格審査につきましてお配りしてございます。この第一次審査の結果をご覧いただきたいと思います。

1番から6番までの各事項につきまして、所管課におきまして提出書類の確認、関係機関への照会等を行いましたところ、問題がないことを確認いたしました。

次に、提案書及び管理運営の基準の内容について全体の概略からご説明いたします。

まずは、管理運営の基準についてご説明いたします。

お手元にお配りの6-2が、稲毛海浜公園教養施設の指定管理者管理運営の基準でございます。

管理運営の基準とは、指定管理者が行う業務の詳細を記したものでありまして、業務委託契約の場合の仕様書に当たるものでございます。

ページをめくっていただきますと、管理運営の基準は11章で構成されております。1章が「本書の位置付け」、2章が「指定管理業務を実施するに当たっての前提」、3章が「施設の概要及び特徴」、4章が「供用時間及び供用日」、5章が「市民利用」となっております。

ここまでは、主に指定管理を行う上での基本的な事項の説明となっております。

続きまして、6章が「経理に関する事項」、7章が「使用許可業務」となっており、千葉市都市公園条例に基づき、使用許可・不許可の権限を委任される指定管理者が、料金の徴収や許可・不許可の手続を行う上で遵守すべき内容等について定めております。

次に、8章「施設運営業務」では、施設の貸し出しや広報PR、受け付け、接客、展示業務等の運営方法についての基準を定めております。

9章が、「施設維持管理業務」で、施設の点検、保守、警備、清掃等の施設備品・什器等の保全維持に関する基準について定めております。

10章が、「経営管理業務」でございまして、事業計画書の作成や管理運営マニュアルの作成等の他、業務のチェック機能に当たるモニタリングについて定めております。

最後に、11章につきましては「その他の重要事項」となりまして、光熱水費の取り扱いや修繕、負担、保険、再委託等について取り決めを定めております。

この管理運営の基準に基づきまして、指定管理予定候補者である財団法人千葉市みどりの協会が、本日お手元にお配りしております資料6-1の提案書を提出しております。

では、6-1の提案書についてご説明いたします。

提案書は、大きく6章と収支内容によって構成されております。

第1章が、指定管理者制度・公の施設の管理運営の考え方や市政への貢献・効果等、「市民の平等な利用の確保」についてでございます。

第2章が、法令等の遵守の考え方やリスクの分担の考え方等、「施設の適正な管理」についてでございます。

第3章は、環境への配慮や利益等の還元の方針等、「その他市長が定める基準」について書いてございます。

第4章が、利用促進の基本方針、広報・プロモーション活動の考え方等、「施設の効用

の発揮」についての記載でございます。

第5章が、建築物の維持管理に関する具体的方法や建築設備の維持管理に関する具体的方法等、「施設の管理能力」についてでございます。

第6章が、支出・収入見積りの妥当性等を記した「管理経費の縮減」について記載しており、以上6章で構成されております。

全体の概略説明は以上でございます。

それでは、提案書の第1章についてご説明いたします。

第1章は、市民の平等な利用の確保についてでございます。

1ページ1番、指定管理者制度・公の施設の管理の考え方につきましては、先ほど見ていただきました6-2の資料の管理運営基準の1ページ、第2章の1、指定管理者制度の適正な理解に基づく業務の履行及び2のア、施策の理解に基づき、千葉市の業務執行者の代行者として、公平・公平な運営を行うこと、利用者満足度の高いサービスの提供と効果的で効率的な管理運営を行うこと、公平・公正で安定的なサービスによる公益性の確保等が提案されております。

提案書の3ページ、2番の市政の貢献・効果につきましては、やはり管理運営の基準の6ページ、第5章、市民利用に基づきまして、野外音楽堂や稲毛民間航空記念館で許可利用者が少なく、施設の管理運営上支障がないと判断した場合に休憩スペースとして開放することが提案されております。

次に、提案書5ページ、3、施設の貸出条件・利用料金の考え方につきましては、管理運営の基準6ページ、第4章供用時間及び供用日に基づきまして提案されておりますが、さらに利用者サービスのため、これまで週1回と行っておりました休館日が、月1回に変更する内容で提案されております。また、供用時間につきましても、5月から8月までは、現在、夕方5時までから午後7時までと延長をいたします。それ以外の月も午後6時まで延長すると提案されております。これらにより、市民サービスの大きな向上が望まれるものと解釈しております。

提案書の7ページ、4番、施設利用者の支援方策では、管理運営の基準8ページの第8章、施設運営業務の3の共通運営業務に基づきまして、障害者をお持ちの方や高齢者等の対応について、ホスピタリティ精神をもって接するものとすることや、千葉市茶華道協会や千葉県技術士会との協力を得て、利用者により便益性の高い運営を行っていくこと等が提案されております。

第1章についての説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第1章、市民の平等な利用の確保について、ご意見がございましたらご発言ください。委員の皆様いかがでしょうか。

ではどうぞ。

○委員 提案書の4ページのウ、野外音楽堂の上から3つ目の部分ですが、許可利用者がなく、協会が施設の管理運営上支障がないと判断した場合は、というところでございます。

ここは、少し細かい話になりますが、協会が施設の管理運営上支障がないかどうかを、具体的にどのように判断されるのかと、機動的な対応が可能であれば結構なのですが、どのような状況を具体的に想定されているのか、お聞かせいただければと思います。

○部会長 事務局どうぞ。

○公園管理課長 まず、利用者の申し込みがないということは、当日判断できますので、その条件のもと、さらに稲毛海浜公園が場合によっては、海のすぐそばですので、非常に高波の影響を受けて防風の影響を受けたりいたします。そのような時等に、事業者側として、

施設を閉鎖したほうが良いというような判断がある場合については閉めておくと、ただし、普段の平常な利用状況であれば、利用がないときには門をあけて、公園利用者の方々の休憩所として利用できるように積極的に開放していくということを考えております。

○委員 それほどの事情がない限りは、常にあけておいて、自由に使えるようにしておく、ということですね。

○公園管理課長 これは市からの条件として今回提示しております。

○委員 了解しました。

続いて、次の5ページの部分ですが、(3)施設の貸出条件・利用料金の考え方の①供用時間の考え方・具体的提案の記述の2)の具体的提案の部分の2行目、通常の供用時間は午後5時まででけれども、有料施設利用者から利用時間の延長の要望がある場合はという部分でございます。

これは、今までも施設の利用時間の延長の要望というのが実際にあったということを踏まえた提案ということでしょうか。

○公園管理課長 当日の後始末で延ばしてほしいというようなことではなくて、申し込みのときに、もっと夕方延長できないのか、もしくは夕方の利用はできないのかというような相談が何度かあったということを考慮しまして、市民サービスの向上と利用者の向上ということで、こういう提案をしてきたと聞いております。

○委員 そうしますと、この場合、申し込みのときに事前に延長を確認するという対応ということですね。

○公園管理課長 はい。

○委員 当日、もう少し使用させてほしいという要望に対しては、どのように対応されるのですか。

○公園管理課長 それにつきまして、細かく聞き取りの中で確認してはいないのですが、利用者の立場を考え、できるだけサービスに努めるという提案でございますので、そのまま履行していただくという考えでおります。

○委員 柔軟に対応していただければと思います。

○部会長 他にございますか。はい、どうぞ。

○委員 市として、今まで余り施設の利用状況が思わしくなかったが、ここ数年はコスプレの集会所として利用されてきているので、もう少し様子を見ながら今後どのようにするのか対応を考えていくと言われていましたが、例えば海星庵とか野外音楽堂について、利用者の申し込みを待つだけではなく、具体的に、市として何か定期的に催しものを開く等、積極的に利用してもらえよう案を提供されてきたのでしょうか。

○部会長 事務局お願いいたします。

○公園管理課 基本的に、指定管理者に市からイベントをやってくださいというお願いをする場合は、管理運営の基準の中で、市から受託事業というものを決めております。その中には、これは最低限お客様を呼ぶため、あとは昔から実施している事業等でお客さんから要望があるといった事業については受託事業との中でやってくださいということになっています。

その他、利用者を増やすためのイベント等に関しては、みどりの協会の提案書の自主事業の中で、こういったイベントを、こういった施設でやりますということで、提案いただくような仕組みになっております。

野外音楽堂に関しては、提案書の41ページでコンサートを年1回実施することになっているのですが、実際のところ、市から指定管理者にやっていたのは、この年1回のコンサートだけになっています。

今後、野外音楽堂をどうやって活性化していくのかということも我々も検討課題の一つですから、受託事業としてこの事業を増やしていくのかどうか、または指定管理者として何かしらもっとおもしろいことができないかということ、今後、相手方と我々の中で話をしていくことで、サービスの向上を今後も図っていきたいと考えております。

○部会長 今回の提案は、4章の中でまた更にご説明いただけるのでよろしいでしょうか。

他にございますか。よろしいですか。

それでは、私からも1点。

8ページですが、④の(2)急病者とか事故に対応する措置についてですが、これは、2) 具体的方策の4番目にAEDの配備と記載してありますが、AEDはどこに配備されているのですか。

○公園管理課 今のところ配備はされてないですが、次の指定管理期間中に指定管理者が独自に稲毛記念館の中にAEDを設置するという予定で検討しております。

○部会長 これからということですね。

○公園管理課 はい。

○部会長 はいわかりました。

それから、その下の、⑤災害時の利用者対応ですが、この具体的方策の中に、2) 具体的方策の一番目から現場に急行し、利用者全員の安否の確認と受傷の有無の確認、その次には、利用者を安全な場所へ避難誘導し、まず重症者を優先して応急対応を行います、と記載してありますが、13ページの②の人員を見ますと、運営にかかわる職員が5名、清掃職員が1名、警備員1名と、かなり少ない人員です。それから18ページ、19ページには、どういう体制でやるかという役割分担の説明はあることはあるのですが、こういう少ない人員で何か大きな事故、あるいは災害的なことが起こった場合に、誰がどのように分担して対応していくのかということが、あらかじめきちんと決まっていなとかなり混乱すると思うのですが、その辺については、8ページの⑤(2)の4番目に記載している緊急時対応マニュアルで明確になってくると考えてよろしいのでしょうか。

○公園管理課長 これは市の問題でもありますが、稲毛海浜公園につきましては、当施設の他に花の美術館、あるいはプール、その他ヨットハーバー、野球場、テニスコート等の運動施設がありまして、さまざまな管理団体が各施設を運営しておるのが現状でございます。今後、効果を上げるために、これらを一体管理しなければいけないということで、まず市の中で、今後一体管理に向けてどういった体制をとっていくのかということ、関係部署を集めて、作業をしていく予定でございます。そういった、運営形態を検討する中でも、きちんと非常時の緊急マニュアルをきちんと作成していく、それで将来は、避難訓練等も行えるような体制までもっていければと考えております。

○部会長 ありがとうございます。

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

他にご意見等がないようですので、この第1章につきましては、利用者がいない場合については休憩スペース等に開放する、希望がある場合には貸出時間を延長する、それから障害者の方の関係で免除対象者を以前よりも範囲を見越した等、いろいろな点が記載されており、管理運営の基準に適合するものと思われまますので、第1章については終了させていただきますがよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○部会長 それでは、第1章については以上で終わります。

続きまして、第2章、施設の適正な管理について、事務局からご説明をお願いします。

○公園管理課長 それでは、提案書の第2章、施設の適正な管理についてご説明いたします。

提案書9ページ、(1)法令等の遵守の考え方につきましては、管理運営の基準の2ページ、第2章の3、関係法令を遵守した業務の履行に基づいた内容で提案されております。

また、個人情報の保護、情報公開に対する考え方、具体的方策の記述につきましては、管理運営の基準第8章の3の情報公開、個人情報の保護及び秘密の保持に基づき提案されております。

次に、提案書11ページにリスク分担の考え方では、やはり管理運営の基準2ページの第2章4、協定に基づいた業務の履行に定められているリスク分担に基づき提案されております。

提案書13ページ、(3)施設管理運営・バックアップ体制では、管理運営基準で特に定めは設けておりませんが、指定審理予定候補者である財団法人千葉市みどりの協会の本部が同じ公園内にある利便性を生かし、本部職員が業務をサポートする体制を提案しております。

また、代表企業・団体や構成員が事業を継続できなくなった場合のバックアップ体制と、その方策については、管理運営の基準の28ページ、10章の9、次期指定管理者への引き継ぎ等に基づき提案がされております。

次に、提案書18ページ、(4)施設管理の責任体制、必要な専門資格等の配置体制では、管理運営の基準9ページ、第8章の3(5)専門員の配置等に基づき提案されております。

提案書20ページ、(5)相談、苦情への対応では、管理運営の基準の9ページ、第8章の3(4)イ、要望・苦情に基づき相談や苦情に対して迅速に対応することや、再発防止の処理を行い、管理運営の改善にフィードバックすること等と提案されております。

次に、提案書21ページ、(6)の事業計画書及び事業報告書の内容では、管理運営の基準の26ページ、27ページの第10章の3事業計画作成業務及び5事業報告書作成業務に基づき提案されております。

提案書24ページ、(7)の管理規定マニュアル等の考え方では、やはり管理運営の基準の27ページ、第10章の6管理規定・マニュアル等の作成に基づき提案されております。

提案書25ページ、(8)事業モニタリングの考え方では、管理運営の基準27ページ、第10章の7事業評価(モニタリング)業務に基づき、PDCAサイクルに従って、よりよい管理運営に活用していくこと等が提案されております。

第2章の説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第2章、施設の適正な管理についてご意見等ございましたら、発言をお願いします。

いかがでしょうか。お願いします。

○委員 13ページの(3)①の最後の行に「職員間の業務分担を行い業務の責任体制を明確にします。」と記載されています。前回と今回の提案を比較しますと、一人の特定の業務分担ではなく、マルチスタッフということから、今回はしっかり役割分担を明確にして、責任体制を明確にするというような変更になっていると理解したのですが、これは、どういう考え方でこのように変更されたのかということと、提案書に戻りますが、同じく13ページの(3)②の職員数についてですが、職員5名とプラス清掃業務、それから警備の合計7名と、前回と人数的には変わりがなくて、常勤が増えたということでしょうか。以上2点についてお聞きします。

○部会長 ご説明をお願いします。

○公園管理課長 細かいところの変更もありますが、大きくは、今、委員がおっしゃいます

ように、館長が前は非常勤でしたが、稲毛航空記念館に附属する施設として海星庵、あと航空記念館、野外音楽堂と4施設の配置の中で、今までは、館長がトータルを見て常勤職員2名が各施設をマルチで全体を見て歩くという配置でした。それぞれが慣れてきておりますので、ほとんどの業務の内容は分かるのですが、責任体制がはっきりしてこないということで、本年度から館長といいますか班体制にしまして、班長及び職員3名を常勤として配置しまして、それぞれが責任を持って対応していくということで、きちんと管理していくという連絡がございました。

○委員 了解しました。使う側からすれば、マルチスタッフというのは必ずしも悪いことではない、あることはある人じゃないと対応できないというよりも、むしろ責任の体制を明確にするというところに主眼があるということで了解いたしました。

②の最後に、「自主事業に関しては事務局本部職員がサポートする」と記載されています。前回は現場スタッフが自主事業も対応していましたが、今回は本部職員がサポートするというのは、本部職員は現場に詰めているのでしょうか。

○公園管理課長 本部職員というのは、みどりの協会の本部で経理、あるいはこの指定管理以外の業務を維持、従事している者でございます。それらの者が土日等のイベントにつきましては、指定管理施設の職員だけでは対応できないときがございますので、きちんとサポートしていく、協会全体としてバックアップしていくということで理解しております。

○公園管理課 追加で補足させていただきます。

本部は、同じ公園の中の稲毛海浜公園プールの中の管理棟にございまして、万が一何かあったとしても、その職員が現場まですぐ行ける距離にあります。ですから、例えばバックアップ体制というのは単純に自主事業だけではなくて、職員が、例えばけがをして出られないとか、病気になって出勤が難しいといったときも、サポートすることができる体制となっております。

○部会長 他にございますか。

○委員 16ページの⑤の表の勤務日数は、前回に比べ増えているのですか。

○公園管理課 前回と比較すると増えております。

○公園管理課長 館長職員が23日平均で勤めると、以前の場合は、館長が嘱託職員ということで18日でございましたので、トータルでいうと常勤職員の日数も増えております。あと、清掃、警備等につきましても、1日が、警備は終日でございますけれども、清掃は閉館日1日になりますので、勤務日を増やすというふうな体制に変えております。全体にとっては新しい営業体制に対応できる配置をしてございます。

○委員 一方で年間の人件費が減少しているのは、嘱託の方ですとか非常勤の方、委託が減って常勤の方が増えているという理解、勤務日数が増えていて年間人件費が減るというのは。

○公園管理課長 清掃だとか警備につきましても、これは直接の人件費として出ておらずに業務委託の中で出ておりますので、そういった部分を考慮していきますと若干増える形になるかと思えます。

○部会長 よろしいでしょうか。

前回右側と今回左側では、職種、職名が若干違うので、なかなか簡単に比べにくいのですが、2から5番を見ますと、委員ご指摘のように、日数は若干減っているのではないかと見えて、今のご説明と若干齟齬があるような気がしたのですがいかがでしょうか。

○公園管理課長 この表だけでは読み取れない部分ですが、数字だけを見ますと、例えば常勤の職員ですと710万円から786万円に増加しておりますが、24年度から給料の見直しをいたしまして、諸経費まで含めまして総トータルでは13%削減しております。た

だ、いろいろな計算をして、平均単価で表しておりますので、予算では必ずしもきれいに13%削減という数字が出ないのですが、決算ではそれが表れてくるものと考えております。

○部会長 私が申し上げたのは、勤務日数なのですが。

○公園管理課長 勤務日数は、庶務だとか、非常勤嘱託職員につきましては減っておりますが、これは、できるだけ常勤、非常勤を交えて穴はつぐらないで、必ず一人は体制をとると。あと、4施設が非常に近いものですから、お互いに助け合うということで対応するというのであります。3日から4日増えますけれども、それをそのまま人数を全部増やすという体制ではないということでございます。

嘱託とか非常勤の方というのはあくまでサポートの部分になりますので、その日数としては確かに比較すると減っている。ただ、常勤の職員の勤務日数を見ると、トータルでは増える形になっております。今まで嘱託の職員を館長として雇っているという提案を出してきたので、通常の職員よりも勤務日数が少なかったため、サポートとして事務補助の方がいらっしまったのですが、直接職員がそこにいれば、その分当然削減することができますので、サポートの部分は下がっても、トータルのしっかりした土台部分だけ見れば上がるという形になります。

○部会長 わかりました。よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 他にございますか。はい、どうぞ。

○委員 職員の雇用形態の表ですが、前回と今回を比較しますと、館長が嘱託から常勤に代られるということで、勤務日数が18日から23日、およそ1週間分増えたのに対し、給与が300万円から800万円に増えたというのは、館長の職務がかなり重くなったとか、全く別のところから新たにこられたとか、何か特別な理由があるのでしょうか。

○公園管理課長 今度の館長につきましては、新たに雇ったというわけではなく、みどりの協会の既存の職員、正職員の配置替えで対応しております。以前の嘱託職員につきましては、市職員の退職者をお願いしておりました。

○公園管理課 補足しますと、この施設は、冒頭から申し上げているとおり利用がほとんどされていない、正直なところ誰がやっても普通に受け付けをすれば特に悩むことなくできる管理施設だったのですが、今は、コスプレのこれまでにない利用形態への対応ですとか、あとは稼働率を向上させていくというようなテーマを持って管理しなければいけなくなりましたので、そのトップとなる人間が引っ張っていただかなければならないという市側の要望もございます。

そのため、それなりの人間をみどりの協会としては用意していくということでございます。

○部会長 はいどうぞ。

○委員 そうすると、みどりの協会の中から抜擢された方ではなくて、業務のスペシャリストを連れてきたということですか。

○公園管理課 もともとの職員としては、本部にいる管理職に近いクラスの人間から全体を仕切る人間として配置しております。どこかのスペシャリストということではないのですが、ただその人間というのは、いろいろな有資格者で、個人情報スペシャリストの資格、防火管理者の資格、さまざまな施設管理に必要な資格等ですとか、サービス面での資格等を持っている人間ですので、普通の職員よりも施設管理者として適しているだろうということで配置に抜てきされているのだと思います。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 他にご意見等はございますか。

○委員 25ページ、26ページの事業モニタリングの部分ですが、利用者アンケートとか、意見箱の話が25ページにございますが、これは現場で受け付けるだけではなくて、インターネット等でも受け付けられているのですか。もし、されていないのであれば、是非やったほうがよいと思います。

それから、26ページ、セルフモニタリングのところで、以前は第三者評価をやられていたようですが、今回、削除されている理由をお聞きしたいと思います。

○部会長 この2点、事務局からお願いします。

○公園管理課 まず、インターネットのアンケートについては、今のところはまだ実施していないのですが、検討をし始めています。

将来的には、今後別の提案をご説明する中で出てくるのですが、インターネットでの受け付け等も開始しようかということも考えていまして、その中でシステムと一体で考えていくことも可能だろうということ。また、指定管理者とは今後調整することになるのですが、そういったことも検討の中の一つであります。

続きまして、第三者の実際の評価の話ですが、これは24年度、今年度を実施する予定になっていますので、他の施設と一緒に実施します。27年度末までが他の花の美術館ですとか、都市緑化植物園という施設でも指定管理となっておりますので、その3つをまとめて24年度、やる予定だと聞いていますので、それをやった場合、他の施設と同じ28年度までは合わせることとなりますから、ここだけ別出しでやるということは考えがないのだと思います。5年間の中の間みたいな形で1回、今年やって、その評価を受けてそれに基づいて今後どう提案をしていくのかということを考えていくことになると思います。なので、今回ここだけ個別でということではなく、全部3つを一緒にやるということで考えているものと聞いております。

○部会長 それでは、私のほうから1点だけ、11ページ②の1)責任分担の考え方のところを見ますと、施設所有者である市の責に帰すべき場合を除き管理運営責任のある当協会が責任を負いますという原則が書いてあって、その下に細かい説明が書いてありますが、ここに書いてあることは、民法717条の規定に土地工作物の占有者、所有者の責任に関する規定がございまして、これに非常に適合的だと私は思いました。

それで、その次のページに④等は、1)で、施設所有者である市の責めに帰すべき場合を除き、管理運営責任のある当協会がその責任を負いますということが書いてあって、これは、民法の規定よりも若干占有者のほうが重く責任を負う、民法の規定では、占有者は瑕疵があった場合、その瑕疵に過失がある場合ですが、所有者は無過失でも責任を負うという規定ですけれども、それに比べると、施設管理者、管理運営責任者のほうが少し重い責任を負う、こういうことは占有者と所有者の間の合意としては有効だと思いますので、これも問題ないかと思います。むしろ、管理者のほうがより重い責任を負いましょうということですから結構なことではないかと思います。

この章についても、今ご質問、ご意見いただきましたけれども、法令遵守、それから個人情報管理、リスク分担等の点で管理運営の基準に合っている、それから要望、苦情対応、また事業計画書の作成、マニュアル等の作成についても基準に合っているということでご報告されましたが、管理運営の基準に適合的であるということでもよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○部会長 ありがとうございます。

では、2章は終了いたしたいと思います。

それでは、第3章、その他市長が定める基準について、事務局からご説明をお願いします

す。

○公園管理課長 提案書の第3章について説明させていただきます。

提案書27ページ、(1)市内産業の活性化、市内業者の登用の考え方では、管理運営の基準の1ページ、第2章の2、市内産業の振興に基づき、市内企業へ優先的に発注すること等が提案されております。

提案書の28ページ、(2)従事者の確保(市内雇用、障害者雇用、男女共同参画)の考え方では、管理運営の基準の1ページ、第2章の2のウ、市民雇用への配慮及び障害者雇用の確保、エ、男女共同参画の推進に基づき提案されております。

提案書29ページ、(3)環境への配慮では、管理運営の基準1ページ、第2章の2のオ、環境への配慮に基づき提案されております。

提案書30ページ、(4)利益等の還元方針につきましては、管理運営の基準には記載されておりませんが、想定を上回る大幅な収益増があった場合等に、市に還元する提案をお願いしているものでございます。

提案では、予定候補者である財団法人千葉市みどりの協会が今後公益法人に移行する予定であることから、指定管理業務で収益があった場合には、収支相償とするとため、黒字額をそのまま施設の修繕等に活用すると提案されております。

第3章の説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第3章、その他市長が定める基準についてご意見等ございましたらご発言をお願いします。

○委員 特にございません。

○部会長 よろしいでしょうか。

それでは、私のほうから1点だけ。

29ページ(3)環境への配慮、2)具体的方策の3番目に、ゴミの発生の抑制として紙の両面コピー、裏紙の利用、ミスコピーの防止を図りますと記載してあります。これは、一般的には、結構なことだと思うのですが、裏紙の利用については、実は弁護士会の個人情報保護委員会というところがございまして、その意見としては、それは弁護士会の事務局に対して勧告したのですが、裏紙の利用はしないようにと。なぜかという、紙の有効利用という意味では、それを溶解して再生紙をつくるということと、裏紙を利用することと、裏紙利用の方が優越しているということとは言えないのだと、溶解してやっていくことも非常に有効利用になっているということで、もう決着がついているのです。また、裏紙利用は、個人情報保護の観点からすると、裏を使ってコピーしてしまったものを、どこかに間違えて配ってしまった場合、裏に書いてあることが個人情報だったりするのは非常に危険だと、こういう指摘があったりしますので、裏紙利用をするなどというつもりはないのですが、裏紙利用をする場合には、その裏の個人情報について非常に注意してほしいということを市から要望しておいていただければありがたいと思います。

○公園管理課長 ありがとうございます。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 この章は、市内雇用、それから男女雇用機会均等、環境への配慮等基準に適合しているということでご報告を受けました。また、利益還元についても大幅な黒字が出た場合ということでご説明を受けましたが、そうなるべくと大変結構だと思いますが、これからの課題でもあるかと思えます。

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、第4章、施設の効用の発揮について、事務局からご説明をお願いします。

○公園管理課長 では、4章の利用促進の基本方針につきまして説明させていただきます。

提案書は31ページでございます。

(1) 利用促進の基本方針は、管理運営の基準の1ページ、第2章の1、指定管理者の適正な理解に基づく業務の履行に基づき、施設の特性を考慮した提案がなされております。

35ページの(2) 広報・プロモーション活動の考え方では、やはり管理運営の基準の8ページ、第8章の3、(1) 広報・プロモーション業務に基づき提案されております。

37ページ、(3) 展示業務に関する考え方では、やはり管理運営の基準10ページ、第8章の4、展示業務に基づき提案されております。

提案書39ページの(4) 施設貸出業務の実施・利用者の利便性の向上策につきましては、管理運営の基準の13ページの第8章の5、施設貸出業務に基づき、公正・公平・平等を確保し、利用者の利便性を向上させるための方策等が提案されております。

提案書41ページ、(5) 市からの事業実施受託業務(受託事業)の実施の考え方につきましては、管理運営の基準の13ページ、第8章の6、市からの事業実施受託業務に基づき提案されております。

提案書42ページ、(6) 自主事業実施の考え方では、管理運営の基準の14ページ、第8章の7、指定管理者の自主事業実施に基づき提案されております。

同じく、提案書43ページ、(7) 市・関係機関等の連絡・調整方法では、管理運営の基準の9ページ、第8章の3、(4)のエ、迷子・拾得物及び管理運営基準の27ページ、第10章の8、市からの要請への協力につきまして、その他、市への連絡、協議するとされた項目に基づき提案されております。

第4章の説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第4章、施設の効用の発揮について、ご意見等がございましたらご発言をお願いします。

○委員 まず、31ページで、①の1) 施設の位置づけと考え方のところ、大変細かい点ですが、最後の段落、「また、稲毛記念館は、日本庭園も備え、日本人なら誰でもが」という表現がありますが、これはあえて書く必要があるのでしょうか。この「日本人なら誰でもが」という部分で、何か外国人だったら楽しめないようなニュアンスにとれなくもない、別にあえて書く必要もないのかなという気がしています。

それから37ページですが、稲毛記念館、それから航空記念館の展示に関する部分についてですが、航空記念館はともかくとしまして、稲毛記念館の1階部分の展示が、やっぱり行くたびに思うのですが、もう少し臨場感のある展示といたしますか、展示の方法でもう少し工夫できる余地があるのではないかと、よりセンスのある展示といたしますか、お金のかかることかもしれませんが、もう少し魅力的な展示方法を工夫していただければと思います。

それから、最後、44ページの部分、これは43ページから自主事業のご提案をいただいておりますが、以前から、施設の中の利用だけではなく、公園屋外の利用等も連携してできるようなイベントがあるといいのではないかとということをお願いしたと思うのですが、もしかしたら、既に実施されているかもしれませんが、例えば航空記念館でしたら、施設の中での模型飛行機ですとか、紙飛行機教室みたいなものを実施して、紙飛行機を表に出ていって飛ばすとか、何かそういう屋外と屋内が連携したような利用があるとより魅力的ではないかと思えます。

以上、意見でございます。

○部会長 ありがとうございます。

他にございますか。どうぞ。

○委員 実際、この施設の効果の発揮ということで、37ページのいろいろなプロモーション活動をされているとは思いますが、具体的に言うと、例えば利用者からアンケートをもらう等の情報を集めることをされていますか。また、その情報をどのようにして次の利用につなげているのか、もう少し具体的にご説明いただければと思っております。

○部会長 事務局お願いします。

○公園管理課長 前年度の評価の中でもご説明いたしました。指定管理の方式の中で、利用者のモニタリングをとるようということ、何度かにわたりまして利用者のアンケート、モニタリングをとることを指定管理者に義務付けております。さらに、それを生かしてきちんと対応するよう、システムとして確立しているものと考えております。ただし、それがすぐに利用者の増加に繋がっているというところまではまだ見えてないところがございます。

○部会長 はい、どうぞ。

○公園管理課 補足で、今回、私どもが2年間掛けてまず考えてきたのが、現状を維持するかどうかという話の他に、この施設を今後どうやって使ったらいいのだろうということで、利用者の方々の他に、1,000人ぐらいの規模でインターネットのモニターアンケートとかを行ったりして声を伺っています。ただ、多くの声を聞くと、余りお金をかけて大々的というのは余り賛成しないよというお声が多かったです。必要最小限の余りお金を掛けないでということになると、我々としては、稲毛記念館の展示スペースをどう有効活用していくのかということ考えたときに、展示をメインにするよりは、公園を先ほど委員もおっしゃられていたように、公園を利用している人たちとその施設を一体的にどうやって活用していくのか、施設の魅力を上げていけるのということの一つの答えとして、稲毛記念館の展示スペースを改修して休憩スペースとしてまずは使ってみようと、ただ休憩スペースだけで終わってしまうのではなく場合によっては、簡単に動かせるいすとかであれば、それを動かしてスペースがきますから、イベントスペースや、展示スペースとして使うとか、そういった活用も今後考えていけるのではないかとということで、今のところは、市として提案してもらうための基礎条件として、あそこは休憩スペースとして提案して欲しいという考え方で進めています。

ただ、今後、委員がおっしゃったように、どういうものが展示されたらうれしいですかとか、そのあたりはやはりお声を聞いて、今後の管理に反映させていくことも検討していきたいと思えます。

○部会長 よろしいですか。

それでは、私から、施設の効用の発揮全体にかかわる問題かと思ったのですが、管理運営の基準の15ページを見ていただくと、一番下のほう、稲毛記念館、アですね。ここに2階パントリーには厨房設備が備わっているが、冷凍冷蔵庫は現在故障中、修繕等の対応により設備を活用することは可能であると書いてありまして、次のページを開くと、また、特別会議室の空調機器が故障しているため、通常の受け付けを休止している。指定管理者の判断において修繕等の対応により設備を活用することは可能である。施設の有効利用、効用の発揮するために、できれば修理したほうがよいのではないかと思うのですが、そのためには、だれが修理費を負担するかというのが、かなり重要な問題だと思うのです。それで、今の管理運営の基準の20ページ、21ページ、これは建築設備と什器備品のことで、そのオとカに劣化診断や劣化判定及び修繕の必要とされる不具合については、市

と協議の上、劣化等の判断、修繕の決定を行うこととすると書いてあります。

それから、管理運営の基準の29ページの2を見ますと、修繕という項目があつて、その6行目ぐらいに、なお1件当たり50万円以下の修繕は指定管理者の負担とし、その金額を超える修繕は市と協議の上、負担割合を決定するものとするとして書いてあります。これは、今、私が申し上げた15ページに書いてある稲毛記念館の故障中のもの、これを修理するのに50万円以下なのか以上なのか分かりませんが、恐らく50万円以上かかるのだと思いますが、これは、指定管理者がこの管理をし始めたときには、もうこの設備、例えば冷凍冷蔵庫は故障していたのかどうか、その場合でも、50万円以下だったら指定管理者が修繕費を負うのかどうか、お伺いしたいと思いました。お願いします。

- 公園管理課長 パントリーにつきましては、指定管理者制度に移る前、業務委託で行っているときから既に壊れておりまして、修繕費と、あそこのパントリーを利用する形態、あるいは1階展示室の一番奥に休憩的な展示室として使っているガラスの部屋があるのですが、そこが稲毛記念館設立当初喫茶店として営業しており、2階の厨房施設を利用していたというところがあったのですが、やはり経年劣化が激しい、喫茶店をやっていたのですが非常に利用者が少ないということ、修繕してもコスト計算がなかなかあわないということで、指定管理に移る前にその施設については、原則閉鎖というわけではないのですが、使わないという位置づけにしております。

あと、この50万円につきましては、昨年までは20万円だったのですが、20万円という小さな補修しかできないという課題がございましたので、今回、上限を変更した経過がございます。これで、逆にある程度きちんとした修繕が可能になってくるものが出てくるものと考えております。

- 公園管理課 補足ですが、特別会議室、空調の部分は、前回の指定管理期間途中で壊れていたのですが、そのときに、空調を直すには、あれ一つだけ個別のエアコンのシステムではなく全館を一括管理するシステムになっていまして、それを全部直すと何千万という金額になりますので、それをまず今のところ直すよりは閉鎖したほうがコストとしてはいいだろうという考えで、市としては閉鎖しています。

50万円という金額の話については、現状、稼働している部分について故障した場合に、50万円という金額ですので、他の最初から壊れている施設については、そこを直せというのはさすがに市からは言えませんので、それについて、50万円以下だろうが以上であろうが、直してくれという考え方ではございません。ただ、パントリーや空調は、恐らくもともとずっと金額のするものです。

- 部会長 分かりました。そうすると、この管理運営の基準には、指定管理者の判断において修繕等の対応により設備を活用することは可能であると書いてはありますが、現実問題としては費用等を考えて、これを修繕して活用するであろうことは想定していないと考えてよろしいわけですね。

他にありますか。よろしいですか。はい、どうぞ。

- 委員 今のお話の件で、要は修繕するにもかなり多額の費用が掛かる。そのため使えないままで、何年も経過している設備をそのまま放置しておくということは、せっかく備えた施設そのものの一部が全く未活用のまま残っているということになります。しかも、不用意にいたずらされる可能性もあり、何か事故が起こるリスクもあるのではないかと思います。ですが、今後、市としてどうされる予定でいますか。

- 部会長 はい、どうぞ。

- 公園管理課長 施設の有効活用というところでは、本来復活すべきという観点もあるので、やはり先ほど説明しましたように、非常に修繕等でコストがかかると、それ

で利活用まで含めると、やはりきちんと利用しなければという判断がございまして、パントリー、厨房施設については、使わないという方針にしております。この施設につきましては、すべて鍵を施錠してございまして、利用者は立ち入れないような形になっておりますので、安全性は確保できております。

○部会長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○部会長 他にご意見がなければ、この第4章については、管理運営の基準に基づいて提案されているというご説明がありましたので、それを了承するということになりますが、ただ、委員から先ほど具体的なご要望2点ほどございました。私も、委員がおっしゃったとおりだと思いますので、是非反映していただけたらと思います。よろしくお願ひします。

続きまして、第5章、施設の管理能力について事務局から説明をお願いします。

○公園管理課長 5章の施設の管理能力について説明させていただきます。

提案書48ページ、(1)建築物の維持管理に関する具体的方法では、管理運営の基準の17ページ、18ページの第9章の1、維持管理業務実施の基本方針、第9章の4、建築物維持管理業務に基づきまして、建築物の日常点検・定期点検・法定点検の具体的方法等につきまして、提案されております。

提案書49ページ2の(2)建築設備の維持管理に関する具体的方法では、管理運営基準の19ページ、第9章の5、建築設備維持管理業務に基づきまして、建築設備の日常点検・定期点検・法定点検の具体的名、方法等について提案されております。

また、提案書50ページ、3、什器備品維持管理に関する具体的方法では、管理運営基準の20ページ、第9章の6、什器・備品の維持管理業務に基づき提案されております。

提案書51ページの(4)植栽維持管理に関する具体的方法は、管理運営基準の22ページ、第9章の7、植栽維持管理業務に基づき提案されております。

同じく、提案書52ページ(5)外構に関する具体的方法では、管理運営の基準の22ページ、第9章の8、外構施設維持管理の基準に基づき提案されております。

53ページ、(6)清掃に関する具体的方法では、管理運営基準の23ページ、第9章の9、清掃業務に基づき提案されております。

54ページ、(7)保安警備に関する具体的方法では、管理運営基準の24ページ、第9章の11、保安警備業務に基づき提案されております。

第5章の説明は以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第5章、施設の管理能力についてご意見等ございましたらご発言をお願いします。

○委員 52ページの外構に関する具体的方法ですが、外構に限らないのかもしれませんが、この中で、点検方法や異常時の対応に関する記述がございまして。管理者自身がこういった点検や異常時の対応を図るといのはもちろんのことですが、公園利用者、市民自身が、故障ですとか、異常に気づいたときに管理者にすぐ通知したり、通報できたり、例えば現場に電話番号を書いてあるとか、メールアドレスが書いてあるとか、よく海外の公園に行くとかございましてけれども、利用者自身が通知できるような仕組みというのもあります。そういうものが是非あったほうがよいと思います。

○部会長 現状についてお願いします。

○公園管理課長 現状につきまして、この指定管理は4施設、野外音楽堂につきましては常時職員が配置しているわけではございませんが、残りの施設につきましては、両記念館には職員を配置しておりますし、先ほど言った野外音楽堂、茶室の稲毛海星庵につきまして

も利用者が入るとき等につきまして、適宜職員が見回っております。ですから、その利用者からの逆に要望につきましては、確実に要望だとか苦情が出ますので、受け付ける業務になっておると。逆に、今、委員からの提案につきましては、市で管理する園地部分のことですので、これにつきましては、稲毛海浜公園は、先ほど申しましたように、いろいろな管理者が入っておりますので、非常に利用者にとってはわかりづらい。そういうことを踏まえまして、ともかく今後一体管理して、その辺を明確にして、公園の効用をもっと高めていくべきだという方針で、28年度から次の指定管理者の見直しに反映させようと考えております。28年まで何もしないというわけではなくて、今の委員の意見につきましては公園管理事務所等と直接させていただきます。

○部会長 よろしくお願ひします。

他にございますか。はい、どうぞ。

○委員 公園の見学をさせていただいたときに、気がついた点です。多分、メインストリートになると思うのですが、噴水のそばの生け垣というのか、植栽のところはかなり雑草が生えていることに気が付きました。夏場なのでかなり植物の成長も早いと思いますが、全然草も抜いてなくて、どうしてそのままなのですかとお伺いしたら、職員の数が足りなくて、定期的にはやっているのですが、なかなかそこまで行き届かないとおっしゃっていました。市としてみどりの協会に施設の管理を要望されているのか気になりました。ただ、全体の経費の予算もありますから、なかなかそこまで手が回らないのだと思います。ここで一つ提案させていただくと、職員の手が足りない分を、例えば利用される市民の方をボランティアで募り、自分たちで公園をきれいにするというような形の施設の維持管理に努められる方法も考えられてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

○公園管理課長 公園緑地事務所では、既にボランティア、市民の方々に協力していただくということで、樹木の剪定だとか、そういった業務につきましては、昨年度からボランティア組織を立ち上げまして、職員と一緒に管理するという体制を整えております。ただなかなか草むしりとか、園地管理という地味な活動にはなかなかボランティアの方々も手を出していただくというところまではまだいっておりません。

あと、稲毛海浜公園につきましては、浜の清掃につきまして、さまざまな団体から年間を通してごみ拾い、清掃協力をしていただくという体制もできております。

以上でございます。

また、海側の植栽は、今まで指定管理のエリアとは切り離して、公園緑地事務所が直接管理するという管理区分になっていたのですが、そうなると、指定管理者が切ろうと思ってもなかなか切れないという実情があったので、今回、そこは指定管理者が自分で管理すべきだろうということで、指定管理のエリアに新たに今回加えました。ですので、今よりは、少なくともできるようになります。

○部会長 ありがとうございます。

それから、48ページのところですが、③の具体的内容の2つ目のところで、建築物に雨漏りや耐震性等で劣化の進行が顕著に見られる場合は、建築物の長寿命化の視点で、劣化診断の必要性とその後の外壁塗装や耐震補強等に関して市と協議をしますと書いてあります。前回、私どもが稲毛記念館を拝見させていただいたときに、土台の一部が液状化の関係でしょうか、むき出しになっているようなところがございました。これは、土はなくなってしまっているけれども、土台としての強度、耐震性というのは、それほど大きな問題はないということで理解してよろしいのでしょうか。ご説明をお願いします。

○公園緑地部長 稲毛海浜公園そのものは埋め立て地でございますので、現在まだ地盤沈下をしております。建物につきましては、支持層までの杭を施工してございますので、建物

は沈下することはございませんが、周りは沈下をしてしまうという状況でございます。そうしますと、当然階段であったり、スロープであったり、そういうものが下がってしまいますので、そういう場合は、新たに階段をつくる、あるいはスロープをつくり直すという作業が当然必要になってきます。まだ、なかなか地盤沈下そのものがまだ終息していないという状況が稲毛海浜公園の場合はございます。建物そのものは十分安全でございます。

○部会長 それから、前回もう一つ稲毛記念館を見に行ったときに、これは当日利用者がおりましたので、全部は見られなかったのですが、54ページの②の1)のアのところ、定位置警備について記載があり、稲毛記念館、稲毛民間航空記念館の職員は部外者の出入り状況の確認、不審者の発見及び侵入防止を行いますと書いてありますが、航空記念館のほうは職員がいらっしゃったのですけれども、稲毛記念館の職員は何処にいらっしゃったのでしょうか私が気づかなかっただけかもしれません。

○公園管理課長 不審者の発見及び侵入防止を行いますという書き方が、非常にきつい書き方をしておりますけれども、もともと、一般利用者の利用を排除するものではございませんので、不審者の発見及び侵入防止を行いますという場合は、視認といいますか、見て不審な方についてはチェックするというところでございます。玄関の自動ドアをあけて入ると左手が受付カウンターになっておりまして、そこに職員、あるいはアルバイトの職員がおりまして、公園の利用者とのやりとりをすることになっておりますが、たまたま、あの時間につきましては席を外していたようでございます。

○部会長 わかりました。

他にございますか。

それでは、この章についても、建築物、建築設備、植栽、外構等維持管理について点検方法等、管理運営の基準に基づいて提案されているということでお聞きします。

それでは、最後になります。続きまして、第6章、管理経費の縮減について事務局からご説明をお願いします。

○公園管理課長 では最後に、第6章、管理経費の縮減についてご説明いたします。

管理運営基準の7ページ、第6章の5、管理経費に基づきまして、この提案書の55ページから69ページまで、人件費、事務費、管理費に区分しまして提案されております。

前回の提案の最終年度である平成24年度の提案額では、市からの委託料が5,649万1,000円でありましたが、今回の提案では5,647万5,000円とわずかですが減額となっております。

ただし、管理運営の基準第11章の2の修繕で記載されている1件当たり50万円以下の修繕は指定管理者の負担としておりますが、現行の指定管理期間では20万円以下としていたものを、過去の実績から増額し、早期に修復できるようにしてありまして、これに伴い管理費も増額となっております。

また、電気料等の光熱水費も値上げとなっている中で、市からの委託料の金額を削減しております。

最後に、指定管理期間中全体の支出額が年々増額となっておりますが、これは26年度から消費税の上昇が見込まれておりますので、再委託等の費用に反映させておるため、全体の事業費が毎年増加する計画となっております。

以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。

それでは、第6章、管理経費の縮減についてご意見等ございましたらご発言をお願いします。

○委員 60ページに自主事業収入の金額と内訳が書いてございます。毎年度800万円を

超える金額になっていて、61ページを見ると収支予算書があって、収入に占める割合は、自主事業に関していいと思いますと決して安くはないと思います。

そこで2点お聞きしたいのですが、管理運営の基準、6の2の指定管理者管理運営の基準の14ページ、15ページのところに自主事業の実施に関する規定がございます。自主事業に関しては積極的に展開していくということが提案書の中で述べられているのですが、自主事業をやっつけようとしたときに、この、「管理運営の基準」の規定はどうなのでしょう。あくまで受託事業が中心であるということだとは思いますが、指定管理者にとっての自主事業のやりやすさというのは、この基準の規定で十分であると市ではお考えでしょうか。それが1点です。

それから、もう一点確認をさせていただきたいのは、自主事業で得た収入に関しては、管理運営の基準では、指定管理者自らの収入とすることができるという規定がありますが、みどりの協会の場合には、100%千葉市からの出資法人であることから、団体の利益とするのではなく自主事業展開の経費に充てるという記述が60ページにあります。これは、非常に結構なことだと思うのですが、自主事業で発生した利益というのは、規定上、自主事業にしか使えないのですか。例えば、指定管理の受託業務のほうに充当するとか、そういう使い方はできないのですか。

- 公園管理課 自主事業で利益を計算して、例えば1,000万円くらいもうけがありますといったときに、10%、20%を市の委託料のほうに還元しますという提案はあります。そういうことは実際に不可能ではありません。ただ、それをうちのほうから強制することは当然できないものです。
- 委員 わかりました。それは指定管理者の判断の中でやるという形。
- 公園管理課 そういった提案をいただくことは拒否することはありません。
- 部会長 1点目の自主事業に関する基準については、市はこれでよいのですか。
- 公園管理課 自主事業については、まず市で決めているというのは、誘致していただいても構いませんし、自ら企画していただいても構いません。かなり幅広く自由に提案できるような形で管理運営の基準というものを書いてございます。あくまで、普通の施設と違って都市公園という縛りがありますので、都市公園の中でできることであれば基本的に指定管理者はその施設を使ってどういった活動をしてもいいですよという流れになっています。やりやすいかやりづらいかということになれば、他に規制をかけているわけではないので、どういった提案も自由にできますから、提案自体をすること自体やりいいかと思っております。市からも、自らで考える以外に、できればそういった企画能力があるところとタイプアップするとか、そういった誘致も考えましょうという話は指定管理者とはしています。ただ、具体的にそれが実を結んでいるといったことはないので、今後の課題の一つとして考えております。
- 委員 なぜそんな質問をしたかといいますと、提案されている自主事業の年間の実施回数を見ると年1回とか、2回とかです。沢山やっている、毎月やられているものもあるので、すけれども、「管理運営の基準」15ページのイの中に、市が本施設の使用を求める日程以外の使用という規定がございます。実施可能な日程に十分余裕があればいいのですが、実際にはほとんど無いとなると、幾ら自主事業をやりたいくてもなかなか展開できないということになります。そのところ、実際の状況をお聞かせください。
- 公園管理課 自主事業については、こちらに書いてあるとおり、千葉市が求める日、例えば受託の事業ですとか、千葉市でやっている公的なイベントをやる場合というものがそれに当たってくるのですが、それについては、受託事業をごらんいただければわかるのですが、それほど回数は多く持っていません。その分、自由に使えるような形にはなると思う

のですが、ただ一方で、施設の貸し出しというのが優先的に行わなければいけませんので、その市民利用がないときで、市からのそれもないときという形になります。当然、提案したけれども、市民がいっぱい使っているから利用できないということも実施事業の性格上出てくることはあり得ます。制度としては、そういう制度になっていますが、例えば市民が使わないスペース、そういったものを活用するとか、そういったことで代替する提案というのは可能になると思います。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 他にございますか。はい、どうぞ。

○委員 61ページの総括表を見せていただいて、今、自主事業という話が出ていましたが、自主事業は、参加料収入が39万円に対して、経費が800万円掛かっており、実際は足りない分を特別会計から補てんしている赤字状態になっていると考えてよろしいのですね。

○部会長 はいどうぞ。

○公園管理課長 みどりの協会としましては、これは赤字という捉え方ではなくて、公益団体に収益事業を展開しておりますので、その収益事業を公益事業、みどりの協会の本来の目的の事業に充てるよという決まりになっております。みどりの協会としては、この指定管理事業以外の業務に収益事業を充てても構わないのですが、やはりより市の外郭団体として、あるいは公益法人としての効用を高めるためということで、市からのこういった指定管理だとか、受託業務に絡めてより効能を発揮するための事業展開ということでこの収益事業を充てるというシステムにしておりますので、他の指定管理業務と比べますと、みどりの協会だけ自主事業の計画の仕方が異質であるということで、これは毎回この選定評価委員会の中でも指摘されてはおるのですけれども、公益団体のお金の使い方、みどりの協会の考え方であり、それは市としてはよしとしているという考えでございます。

○部会長 よろしいですか。

○委員 はい。

○部会長 この章については、55ページの最初に6、管理経費の縮減というタイトルが付いているのですが、私の理解力の問題かもしれないのですが、なぜ、このタイトルが付いたのかなど、縮減というのはこの章を読んで、どこから読み取るのか分からなかったところがあります。何かと比べて縮減ということなのか、それとも、できるだけ経費を無駄にしないようにしますということで書いてあるのでしょうか。

はいどうぞ。

○公園管理課 部会長がおっしゃるとおり、後者のほうです。自分たちがこの提案をするに当たって、どういった考え方でその経費をできる限り少なくしようかということを考えて提案してもらうための項目になります。

○部会長 それでは、ご発言がなければ、この第6章、管理経費の縮減については、以上で終わりますがよろしいですか。

最後に、章に限らず、他に何かご意見がございますでしょうか。

大体それぞれの章で皆さんのご意見を求めたので、よろしいでしょうか。

では、他にご意見がなければ、稲毛海浜公園教養施設についての提案は、管理運営の基準に適合するものとしてよろしいですね。

(各委員からの異議なし)

○部会長 では、異議がないということで、適合するものと判断いたします。

事務局におかれましては、今後の指定管理予定候補者との協議の中で、よりよい管理運営に向けて、本部会において委員から示された意見を十分に考慮し反映させていただきた

いと思います。

本日の議事はすべて終了しました。

以上もちまして、平成24年度第2回千葉県都市局指定管理者選定評価委員会公園部会を閉会いたします。

それでは、事務局にお返しいたします。

○公園緑地部長 長時間にわたります慎重なご審議ありがとうございました。加えまして、貴重なご意見をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

今回いただきました意見を十分反映いたしまして、指定管理予定候補者と協議を進めて参ります。

その後でございますけれども、この11月末から開催が予定されております平成24年第4回千葉県議会定例会におきまして、指定管理者の指定の議案を提出させていただく予定でございます。粛々と事務を進めて参りたい所存でございますので、今後ともよろしくお願いたします。どうもありがとうございました。

○事務局 ではお疲れさまでした。

これもちまして、平成24年度第2回公園部会のほうを終了させていただきます。ありがとうございました。

午前10時56分 閉会